

ROMAHOPEDIA（ローマ法便覧）

柴田 光蔵

PROLOGUS（はじめに）

（A）最初に、この<ROMAHOPEDIA（ロマホペディア）>なるものの由来・意味合いや全体構成などにつきまして、いわばホームページ版もどきに、いろいろと御説明をさせて頂きましよう。不肖、私は、昭和34年（1959年）に京都大学法学部を卒業して、そのまま学卒助手となり、幸いにも、以後41年にわたり、母校において古代ローマ法の研究と教育に精進してきました。2000年の定年のあとに、御縁がありまして、愛知県にある名城大学の法学部および大学院で、非常勤講師として、専門科目である「ローマ法」および「日本社会論」と、法学部新生むけの講義である「法学」とを、足かけ10年以上にわたって担当させて頂きました。そのようなわけで、私は、半世紀以上ものあいだ、ほとんどとぎれることもなく、学びと教えの道をひたすら歩ませてもらったこととなります。その間、ごく身近な人からだけではなく、まわりの多くの人々から、さまざまな形で御支援を賜りました。心から御礼申し上げます。また、まったくの私事で恐縮ですが、丈夫な身体を恵んでくれたご先祖様にも、御礼を言わなければなりません。ところで、この「ロマホペディア」という電磁的形態の作品は、私のこれまでの勉強の成果の一部を76歳の時点でひとまずまとめてみたものです。ひょっとすると、この作品の続編にあたるべき部分には、このたび公けにする私個人の作品群以外の新旧の作品だけではなく、志を同じくする日本のローマ法研究者のどなたかの作品も収録されることになるかもしれません。そのようになることを心から願っています。ところで、私が、この極東の地において、非力ながらも、昔話の「語り部」の場合と同じような位置で、「ローマ法の語り部」としての役割をひきうけることを志すようになってから、もうずいぶんと年月がたってしまいましたが、その志をうけついでくださるどなたかに、この私の仕事の未来を謹んで託したいと思っています。

（B）私は、——大いに誇張して表現させて頂きますと——、頭のとっぺんから足の先まで、なにかの拍子に現代日本という時代にまぎれこんだままこの地で生きながらえている「古代ローマ人」のような雰囲気をもつタイプの人間のようなようです。私のテニス（硬式ダブルス）の、過激で超攻撃的な、勝負に強くこだわるプレースタイルをよく観察しているあるテニス仲間が、いかにも京都人らしい嫌味をこめて、私に「現代のローマ人」というニックネームを進呈してくれたのも、きっとそういったことと関係があるのでしょうか。その人物に言わせれば、私は、その存在それ自体におい

て、古代人とどこかでつながっている、まったく古めかしいタイプの、ごつごつした扱いにくい人間、ということになるのかもしれませんが。「古代人」という言い方をするさい、そのジャンルには、一番身近なところでは、古代の日本人が登場してきますし、また、うんと遠いところでは、たとえば古代のギリシア人が登場してくるでしょうが、私の場合、まさしく「古代ローマ人」の姿につながる、物の考え方や感性や行動パターン（たとえば、年甲斐もなく、巨大な数の文字をうず高く積み上げ、しかもその構造物——このロマホペディア——を公けにするような試み）が、どうやら生まれつき身に備わっているような感じがしてなりません。このあたりは、あまり筋のよくない思い込みのせい、ということで、どうかお笑いとおぼしてくださいませう。本人はいたって大真面目なのですが。

(C) 実のところ、私は、コンピューター系の技術や技法には、ごく最近までまったく御縁がなく、原稿用紙と2Bの鉛筆と巨大な消しゴムというトリオが活躍する、いわば原始的・牧歌的な旧世界に埋没するようにして、物書き人生をおくっていました。ときには、そういう私が、最新の情報処理能力をもった人物から小馬鹿にするような眼差しで見られることもありましたが、そういったとき、「私の頭は、それ自体が、コンピューター化しているのだ」とかなんとか言って、その場をとりつくろっておりました。そのようなメカに弱い私も、2010年、ついに未知の電磁世界に足を一步踏み入れることになってしまったのです。このあたりの成り行きにつきましては、「必要は学習の母」という説明のしかたでとりあえずたりると思えます。本編の内容にかかわるような分野の仕事にとりかかっただけから、もう20年以上もたつたのでしょうか、その間、手書きの、美しいとはとても言えない大量の原稿をパソコンで入力して下さった何人もの方々には、本当にお世話になりました。入力作業を依頼しはじめてからもう15年ぐらいになります。前半期には、林世志子氏に、後半期には、大村エリ氏に、それぞれ、数次にわたる修正版や校正版の作成をお願いしてきたのです。その方々の助けなしに、私のパソコン力だけででき上がったのは、この「はじめに」の計20頁ほどの部分だけです。それでも、このことは私には大進化なのです。

(D) さて、法学教育にたずさわる者にとっては必須の、語り（講義）の世界では、私は、ローマ人流のレトリック（語りを武器とする説得の技術）を学びの過程で自然に身につけてきたせいか、ある識者から「柴田節」と形容されるような、おそらく独特の語り口を多くの場で披露してきております。これは、日本の大学（とりわけ法学部系）の教員に共通に見られる、美しく、理路整然とした、重々しい言葉遣いとはまるで正反対のような流れのものです。当然のことながら、語りと叙述は連動しておりまして、私

の本の叙述においても、きっとその「柴田節」が幅をきかせることになっているのでしょう。いわば聖なる語りではなく、俗に流れすぎる私の語りのスタイルには、御批判もあろうかと思えます。それでも、「面白い」・「分かりやすい」・「印象にのこりやすい」・「いろいろと考えさせられる」などといった、聞き手や読者の方々の声を漏れ聞くこともあって、とても喜んでおります。後期高齢者の仲間入りした昨今では、45年続いた大学での講義の場とはお別れし、最近では、ごく少人数の方々とアカデミックな語らいの場で、柴田節をいっそう過激に展開しながら、昔の教室の風情を楽しんでおりました。しかし、そのような機会も今やほとんど失われてしまい、さびしいかぎりです。今では、30年近くもとぎれることなくつづけてもらっている「時の法令」誌（月2回発行・朝陽会・雅粒社）の連載誌面を、非対面型の教室に見たて、柴田節の響きわたる舞台として、大いに活用させてもらっています。これからも、「今日的人間（ホモ・ホディエルヌス）」であることを自覚している私としましては、生かされているかぎり、与えられるこの貴重な連載の誌面を、世間とつながるただ一つの機会として、大切にさせて頂きたい、と念じております。

（E）このたび、正真正銘のパソコン入門者である私が、こともあろうに、母校の京都大学の図書館において管理されている巨大データベースである<REPOSITORY> [紅（くれない）] に、自身の300万字近くにもおよぶ巨大な学術情報を読みこんで頂くようにまでなったのは、まことに皮肉なことですね。実のところ、私は、今般の学問上の仕事は、これまでのように活字のスタイルで仕上げるつもりでいたのですが、その内容量があまりにも大きくて、本10冊分にも相当するほどのスケールのものになってしまいましたので、自力ではもちろんのこと、人様の御援助に頼るとしても、旧来型の活字方式で仕事を形のあるものに仕上げるのが絶望的になってしまいました。自前でホームページを開くこともいちおう考えてはみたのですが、すでに高齢にたっしている私には、データの保守管理ができる期間はかぎられていますので、厚かましくも、もう一歩前へ果敢に進みでて、公的な電磁装置に自身の研究成果を取りこんで頂くことにより、世間との接点を長期的に設定する、というやり方もある、ということに、ある日突然に思いおよんだ、というわけです。この<REPOSITORY>のシステムでは、今後、修正や増補のバージョンも受け入れて頂けるそうですから、今回の私のデータは、いつの日にか私の手から離れることになっても、どなたかのお力添えによって、生きつづけてくれるのでは、という淡い期待を抱いております。私製の<ROMAHOPEA>が、結果的に、いろいろな意味において最左翼の「ウィキペディア」と、最右翼で正統派の「エンサイクロペディア」の中間ゾーンあたりに位置を占めさせて頂けるようになれば、

とてもうれしいのですが。

(F) 私は、これまでに、三つほどの独立の研究領域に分散するかたちで、35冊ほどの書物をさまざまなルートで公けにしてきましたが、ありがたいことに、いろいろな分野の方々とさまざまな形で交流する機会に恵まれました。その過程で、拙著の読者の方々が、実に多彩であり、また、各方面にわたって多数存在されることが判明しましたので、本とはまったく異なって、読みづらく、また使いづらく、そして巨大すぎる電磁的データを少しでも使い勝手のよいものとするために、はじめにあたって、私流の「道案内」(VADEMECUM=ワーデメックム:「私とともに(mecum)歩め(vade)」がこのラテン語群の原義です)のようなものを、以下に示してみることいたします。もし、万一、ささやかな「柴田ワールド」(このような言い回しもある識者の方から頂いたものです)の全容にふれてくださる方がいらっしゃるとすれば、その方には、このような「道案内」など、まったく必要はありませんが、お気に入りの部門をリサーチして頂く方々のためには、このような手引きがあると便利なのではないか、と考えてのことです。いずれにいたしましても、データの読み手の方々には、どうか読後の御感想をぜひお聞かせくださいますよう、お願い申しあげるしだいです。きっと、「知」の世界における出会いは、私の命の糧となってくれることでしょう。

(1) まず、[A] から [P] までの各部門のタイトルの一覧と、簡単な内容説明を試みることにいたしましょう。

[A] 部門:「法律ラテン語格言の世界」——ラテン語入門文法の解説からはじまって、「格言」というものについての、さまざまな角度からの説明などが、ここにふくまれています。同時に、これには、次の[B] 部門での格言読み解き作業への橋渡しをする役割もあたえられています。160 ページ(概算:1 ページ 1000 字で計算した数字:以下同様)

[B] 部門:「法律ラテン語格言集」——この「ロマホベティア」の総データの 40%以上を占める部分で、4000 項目以上のラテン語格言命題の私訳=試訳とともに、ごく個人的な見方にもとづいた各種の解説や説明が、いくらかそえられています。1048 ページ;その「索引」は、便宜上、末尾の[P] 部門におかれています。

[C] 部門:「プーブリリウス・シュルス(Publilius Syrus)の世界」——「タテマエ・ホンネ二元論」の視点から見た場合——現代のビートたけし氏になにやら通ずるところもある、カエサル(シーザー)と同時代に生きた文人で役者の「シュルス」という人物が、味のある多数の格言のかたちで展開している独特の想いを紹介するとともに、解説をいくらかほどこしています。152 ページ

[D] 部門:「ローマ法学者のコモンセンス」——ローマの生の法資料にも

とづきながら、ローマ法史上重要な役割をはたした知的エリートである法学者たちの「コモンセンス」を抽出することを試みた作品です。60 ページ

[E] 部門：「『学説彙纂第五〇巻第一七章『古法の各種の法範について』』
試訳」——ローマの法資料（法典）に「法範」として採録されている具体例 214 個の邦訳を示す部分です。42 ページ

[F] 部門：「法学の歩み」——ローマ法を裏からも表からもしっかりと支えてきた「法学」の全史と、ローマ滅亡後の時代におけるローマ法学の独特のありかたの流れとを概観する作品です。207 ページ

[G] 部門：「ローマ法史概説」——ローマという国家とローマ法の歴史的な流れを概観する作品です。204 ページ

[H] 部門：「ローマ法における人」——法システムのなかでもっとも基本的な「人」の位置・座標について、三つの角度から考察を加える試みをしています。220 ページ

[I] 部門：「ローマ私法概説」——民法および民事訴訟法の、文字どりの概説です。そのうちの「人にかんする法」につきましても、すでにさきの [H] 部門で取りあつかいました。195 ページ

[J] 部門：「ローマ刑事法概説」——民事法のシステムにくらべるとやや見劣りのする刑事法のシステムの、文字どりの概説です。34 ページ

[K] 部門：「『タテマエ・ホンネ』二元論をめぐる 225 のポイント」——私独自のもの(?)と思われる分析視角を用いて、ローマ・ローマ法を二項対比型のスタイルで解析することを試みた部分です。内容の点では、[C] 部門の「シュルス論」とも連動しています。どちらの部門においても、現代日本の法・法文化のありかたの位置づけを念頭におきながら、古代ローマの特質を浮かびあがらせることを目指しています。144 ページ

[L] 部門：「ローマ法技術論——時間軸の視点から」——法のあるところには、どこでも、法技術が生まれ育っているのですが、ローマの場合、その技法は実に多彩で、現代に対して示唆するところも多いように思われます。「タテマエ」と「ホンネ」を巧みに使いわけるテクニックは、広い意味での法技術に属しますので、この [L] 部門には、さきの [K] 部門と重なりあう記述が多くあります。84 ページ

[M] 部門：「『ヘレンニウス弁論書』素描」——ギリシア由来のローマ弁論術の手引書を翻訳して紹介する部門です。ここには、ローマの大先輩であるギリシアの文化の匂いが漂います。59 ページ

[N] 部門：「キケローの『アメリアのロースキウス弁論』」——文人政治家キケローの出世作である、最初の刑事弁論の翻訳および解析を試みた部分です。118 ページ

[O] 部門：「『法律ラテン語格言集』読解用データ集」——ラテン語命題

を読み解くために必要な各種の参考データがおさめられています。89 ページ

[P] 部門：「索引」—— [B] 部門専用の索引です。139 ページ

[番外編] —— 「付録」：本来なら、これらの各部門の本体のなかに、さまざまな図表や文法変化表、さらには「格言めぐり」のシリーズなどが組みこまれるはずだったのですが、諸般の事情によりまして、このデータベース自体のなかには、200 ページをはるかに超える量にもなる、これらの資料データは収載されておりません。それで、それらの資料は、「付録」として、別途おとどけする方法をとらせて頂きます。それへのアクセス方法などにつきましては、つぎの(2) ④につづく部分にある説明を参照してくださいませう。

(2) つぎに、多彩な読者の方々それぞれのニーズ(?)にあわせたかたちの道案内をさせていただきます。必要に応じて、それぞれ、各部門を御利用下さいますよう。

④ラテン語、とりわけ**法律ラテン語**そのものに興味と関心をおもちの、語学好きの方むけの部門—— [A]・[B]・[O]の各部門がこれに属します。[A]部門の冒頭のところで、まず、文法の全体像をつかむとともに、名詞、形容詞、動詞などの基本的な文法ポイントを押さえておいたうえで、[B]部門にある各種の格言的命題に直接触れて、邦訳と文法的解説(実のところ、これはビギナーの方にはとても難解な代物なのですが)を手元で突きあわせながら、文法関連の情報を入手してください。[O]部門はその作業のさいの助けとなります。「教は力なり」ですから、一つ一つの文章命題の学びを積み重ねていければ、やがてラテン語文法イメージ全体が鮮明に浮かびあがってくることでしょう。この分野における私の仕事は、「法律ラテン語綱要」(1980年・増補版・絶版・私の手元にはまだ数冊残っております)、「法律ラテン語を学ぶ人のために」(1999年・絶版・私の手元にはまだ数冊残っております)、「法律ラテン語辞典」(1999年・絶版)などです。事のついでに申しますと、「法律ラテン語」というものにターゲットを絞った、「文法書」と「辞典」と「格言辞典」(本編の[B]部門)のトリオがこのたびようやく完成しましたので、人が法律ラテン語をマスターするための手段となってくれるようなものは、これでようやく出そろったわけです。さきの絶版分につきましては、将来、なんらかの方法(たとえばデータベース化)でアクセスが可能になるような手段がとればよいのですが。私といたしましては、法学ラテン語学の世界に挑戦される若き戦士の登場を心まちにしております。

⑤**法格言**、さらには格言全般に興味をおもちの方むけの部門——たとえば眼のまえにラテン語の命題がおかれていまして、それにつけられている

邦訳と原語を念のためきちんと突きあわせたいときには、[B]部門のABC順でリストアップされているものを利用して下さい。かなりの場合、問題のラテン語命題はそのままの形では掲載されていないので、問題の命題中のキーワード（たとえば「刑罰」）をひっぱりだして、[P]部門の索引を活用して頂ければ、手間はかかりますが、あるいはお目当てのものにうまくたどりつけるかもしれません。一方、問題の命題と直接・間接につながってくるような命題がべつに存在するかどうかをリサーチされるときにも、その索引がお役にたつでしょう。[B]部門には「格言邦訳索引」の一覧表はつけられていませんので、今のところ、手間のかかる索引のルートからしか手がかりはえられませんが、柴田光蔵・林信夫・佐々木健編「ラテン語法律格言辞典」（慈学社・2010年）では、3000ほどの命題の各邦訳を「索引」のところで検索して頂けるように配慮がなされています。なお、この書物には本編の[B]部門の各種のデータのうち、原語と邦訳と出典の部分しか収録されていません（文法的解説などはついていません）。一方、国別とか時代別とかの枠組みからは自由なかたちで「法格言」やそれに類するものをひろいあげて、それにかなり自由にコメントをつけてみた私の作品が、いくつもあります。「ことわざの知恵・法の知恵」（講談社・現代新書・1999年・絶版）、「ことわざの法律学」（自由国民社・1999年・絶版）がそれですが、両者には重なりあう部分が多いので、そのうちの一冊をご参照されるだけで、十分かと思えます。そのごく一部の記述に関連するものは、さきの「付録」（後述）にも収録されています。

◎古代ローマ法のありかたに興味をおもちの方むけの部門——私は古代ローマ法研究者（ロマニスト）ですから、この部門は——当然のことながら——私をもっとも力をいれて記述しているところです。[B]・[D]・[E]・[F]・[G]・[H]・[I]・[J]・[K]・[L]・[M]などの多くの部門が、それに属します。それらのうち、法の歴史的展開を扱う法史の概説（[G]部門）と、私法の概説を扱う二つの部門（[H]と[I]）とが総論的な部分で、それ以外は、いろいろな意味における各論的な部分にあたります

①ラテン語で記された原資料そのものに興味をおもちの方むけの部門——法律資料を扱ったものは、[D]・[E]の部門で、非法律資料を扱ったものは、[C]・[M]・[N]の部門です。

◎私が個人的に学問的興味をいだいている「タテマエ・ホンネ二元論」に関連する部門——[C]部門の第二章の部分と、[K]部門全体と、[L]部門の一部がそれに相当します。なお、古代ローマ研究の過程において私によって編みだされたこの二項対比方式による分析法を現代日本の法の実相の探求にあてはめる試みは、以下の二著においてひとまず形をとりました。「法のタテマエとホンネ」（有斐閣・新增補版・1999年・絶版）、「タ

テマエの法・ホンネの法] (日本評論社・第四版・2009年)。なお、2012年以降も、「時の法令」誌における連載の形式で、新たな事案(たとえば、大阪地検特捜部における改ざん事件、いくつかの再審事件、冤罪痴漢裁判をめぐる新しい展開など)を、必要に応じて、ひきつづき分析していく予定です。私は、ローマ法研究の過程で、20世紀のロマニスト(ローマ法研究者)として、最終的には、私自身が「古代ローマ法の語り部」の役割を引き受けることが使命である、と覚るようになりました。[K]・[L]の両部門は、私なりの、ローマ法の「読み解き」の、ごくささやかな成果を語った、ということになってくるのでしょうか。そして、同時に、現代日本の法現象全般についても、「語り部」の一人となれるよう、これからも努めていきたいと思っています。

①ローマ史学および西洋古典学の研究対象の一つとしてのローマ法に興味をおもちの方むけの部門——[G]・[M]・[N]の各部門がそれで、これは、いわゆる「文学部」系の研究者の方々との接点が生まれる領域をあつかっています。

* [B]部門全体にかんする「凡例」は、便宜上、それより前の[A]部門の第四部第一章：p.108ff.のところにおかれています。お手数ですが、そちらの方をご覧くださいませよう。

** この、法格言をとりあげている[B]部門用の「索引」は、便宜上、本編末尾(「P」部門)におかれています。これには、①訳語索引と、②文法索引と、③事項索引との三タイプのもので、区別されずに、まとめて組みこまれています。①には、邦訳中の単語(例えば「法律(法)」)だけではなく、索引項目としては取りこみにくい言葉(たとえば「ローマ法の法感覚」と)の二タイプのものであり、一方、②には、たとえば「対格不定法」のような項目がおかれています。③については、索引末尾の一覧表をまず御利用下さいませよう。

*** 私の側から御希望の方に別途お送りする用意のある「付録」には、①「動詞の変化表」、「語尾逆引表」、「形容詞の語尾一覧表」など文法系の各種の表と、②年表、地図、図版などの各種の表と、③格言にかんする参考資料(私の作品の一部分のコピー)など、雑多なものが含まれています。これらを御利用頂ければ、読み解きや記述内容の理解のために役だつでしょう。これは、ゼロックス版のコピー集で、二〇〇ページにももの量になります。なお、お申し込み先は、「京都府京都市左京区下鴨松ノ木町18-12：柴田光蔵(郵便番号：606-0816)」です。おそれいりますが、普通便の封筒に1000円をそのまま御同封下されれば、当方から「付録」を御送付いたします。なお、代金紛失のリスクは当方で負担させて頂きませるので、ご安心ください。なんらかのトラブルによ

り、代金の発送後およそ2週間以内に「付録」がお手元におくられてこない場合には、お手数ですが、NTTの電話番号案内で番号をお調べの上、「不送付」の旨を電話で御連絡下さいますよう。その後、あらためて当方からお送りいたします。なお、私の作成したデータ全体をおさめた、約300万字分のUSBフラッシュメモリーを御希望の方も、同様に現金同封の上で、同じ方式でお申しこみくださいますよう。

**** このデータベース全体についての凡例

①一つのラテン語の単語が、スペース不足のために、行末と次行の冒頭、という二つの部分にやむをえず切りはなされてしまうときには、諸般の事情から、活字表記の正規のルールにはしたがわず、とくに細工はせずに、後半部分をそのまま次の行の冒頭の位置へとつないでいくことにさせて頂きます(そのようにはしない場合もありますが)。それとのかねあいから、独立している単語がつぎにくるケースでは、字間を少しあけて、そのことを示すことにします。そのようなわけで、行の冒頭からラテン語がはじまっているときには、お手数ですが、前の行の末尾の単語とそれをストレートにつないで読んでくださいますよう、お願い申しあげます。

[例]

・・・ROMAHO PEDIA

ここでは、ROMAHO PEDIA と読んで頂きます。

・・・ROMAHO PEDIA

ここでは、ROMAHO と PEDIA とを別の単語として読んで頂きます。

②普通の記述文などでは、a、i、u、e、oには長音記号はついていません。しかし、ラテン語文法を扱う[A]部門と、重要語の一覧を含む[O]部門では、どうしても長音記号が必要なので、それをつけることにしています。

(G) ここで、私事を申しあげることになって恐縮ですが、この<ROMAHO PEDIA>のなかに収められている作品のラインナップを眺めてみると、ある感懐が私の心をよぎります。それは、私が、研究人生において、決して一直線に突き進んできたのではなく、さまざまに道草をしてしまった、という点についてです。私には、このデータベースには収載されることがなかった、かなり多くの、いわば「現代日本研究」の作品がありますが、これらも、実は、ローマ法の学びから引きだされたものでして、私の研究の揺らぎの幅が相当な程度になっていることを改めて実感しております。それでも、「歴史というものは、すべて、現代的関心にもとづいて書かれる」という、権威のある考え方にしたがうのなら、私が、歴史にかかわ

る者として、「古代ローマに発して現代日本にいたる」（この点にかんしては、「私の本籍地（タテマエ）はローマ古代に、そして、現住所（ホンネ）は現代日本にある」という言い回しをさせて頂いてもよろしいでしょう）といった動きをかなり極端に示しても、それほどまちがってはいないのかもしれない。そのような私の広がりすぎたとも言える仕事ぶりは、実のところ、私の人生のあちこちでいろいろな方々と出会ったことをきっかけとして、生みだされてきたものなのです。その意味では、私は、言ってみれば、自身の研究の方向を、そのときどきで、自然体で、素直にかえていたのです。脱線を重ねていたのかもしれない。それでも最後は本線にもどってきているつもりです。さて、これ以後の話は、一昔まえの昭和時代に幸せな研究者人生を歩ませてもらった年寄の思い出話、ということで、お許し頂いて、私自身に分け与えられたこれまでの時のなかでのさまざまな出会いについて、ここに記すことにさせて頂きましょう。

①私は、京都大学を1959年に卒業したあと、ただちに助手に任ぜられたのですが、そのために、大学院という高等教育課程において指導教授などから集団で研究指導をうける、といったごくふつうの出来事は、私の場合には生じませんでした。このようにして、私は、最初から、独学型・孤立型・自立型・自律型・独善型(?)の研究人としてスタートしたわけです。このような学びのスタイルをとることは、私の研究人生にプラスにもマイナスにもなっていますが（独りだからこそできることもあれば、独りではできないこともあるからです）、その影響は今でも強く刻みつけられておりまして、私はその枠からはずれることは、今でも、どうしてもできません。これまでに、ともに学ぶ機会をもつこともまったくなかったわけではないのですが、私は自らの生き方に軌道修正を行なうことを怠ったのです。私たちの大学では、——私個人の感触では——伝統的に、学卒助手が、22歳で、すでに独立の研究者のような扱いを学部内でうける（端的には、個室を与えられる）、といった独特の雰囲気があったうえに、私に学卒助手への道を開いてくださった田中周友先生が御退官真近の御年にあったせい、あるいは先生に深い御考えがあったせい、私は先生から個人的にご指導をうけることはありませんでした（最近になって知ったことなのですが、私の兄弟子であったH先生の場合にも、そうであったようです）。田中先生との出会いは、3回生の秋に、私が、杉村敏正先生の行政法ゼミから、途中でローマ法ゼミへと転籍させてもらったことがきっかけです。海のものとも山のものともわからなかった私を、このような<ROMAHOPEDIA>をとにかく編成するまでに育てて頂いた先生には、どれほど感謝しても感謝しすぎることはありません。

②大学4回生の秋（1958年）のある日、いつものように京都大学文学部

の「ローマ史」の講義をされていた井上智勇先生の教えをうけたあと、私は、来年から学卒助手になる予定であることをお伝えしたうえで、無謀にも、「ローマ史研究のなかで、もっともわかりにくいところは何でしょうか?」とお尋ねしたところ、先生は、気を悪くされずに、即座に「裁判だよ」とはっきりとおっしゃいました。私という人間は、その当時から、ローマ「史」という枠組みのなかでローマ「法」の研究を試みる姿勢をはっきりととっていましたから（つまり、伝統的な、いわゆる「法科風」の私法研究の道ではなくて、いわゆる「文科風」の法史研究の道を選ぶことに重点をおくやり方に大きく傾いていましたから）、井上先生との出会いは、私の研究目標をはっきりさせることにとっても役だったのです。それにしても、露骨に実用性や有用性とからめて偉い方に物事をお尋ねする、などという私のやり方には古代ローマ人もびっくり、というところではないでしょうか。今考えると、私は、たいへんな世間知らずであるばかりか、失礼で、恥知らずでもあったような気がします。それでも、井上先生のお言葉のおかげで、私は、そのとき、タテマエ（建前）とホンネ（本音）の交錯する場である裁判世界（このようなすっきりとした言い回しは今だからこそできるのでして、当時はそこまでの自覚などありませんでしたが）の探究にとりかかる決心をすることができました。ところで、私の「裁判研究」という生涯のテーマにかかわる仕事の最初の成果は、まず、博士論文である「ローマ裁判制度研究——元首政時代を中心として」（世界思想社・1970年・増補版）のなかに形をとり、その後は、何冊かの本と各種の雑誌連載のなかに、その時々個別テーマにからめて、成果を発表してきました。現在においては、残念ながら、新聞などにおいて伝えられる情報データに依拠するだけで、研究する、などと言うのはおこがましいのですが、それでも、とりわけ日本の刑事裁判の「ウォッチャー」として、日常的に生起してくるさまざまな問題をおそらく私独自の(?)「タテマエ・ホンネ二元論」によりながら、私流に解明する作業にとりくんでおります。この日本では、なぜかわかりませんが、そのような二元論的考察方式にうまくなじんでくれるような要素をはらむ事件が絶えることはけっしてありません。現在では、「時の法令」（月二回発行・朝陽会・雅粒社）のお世話になりながら、そのような研究の流れのなかで、毎月の連載を地道につづけております。

③ 助教授になりたての24歳のころ、京大文学部の言語学講座担当の泉井久之助先生から、あらたに編成されることになった「キケロー研究会」に参加するよう求められました。ラテン語も満足に読めなかった私は、助教授の資格でそこに参加することなど、とんでもないことだ、と思いましたが、あつかましくも研究会の末席にすわらせてもらいます。その会のメンバーには、西洋古典学が御専門の松平先生やイタリア文学が御専門の野上

先生など、当時一流の学者が加わっておられましたから、まったく場違いのところにいる私は、ほんとうに小さくなっていたのです。それでも、このような機会が泉井先生から与えられたことをきっかけとして、私は、その後かなり長いあいだ、私なりの「キケロー研究」に励むこととなります。前1世紀に生きた、キケローという日本でもそれなりに知られた人物には、政治家・思想家・哲学者というように、いろいろな顔がありますが、とりわけ、彼が、第一級の弁論家として、刑事裁判の法廷において展開した多数の弁護弁論からも読みとれるように、彼は広い意味における法律家としての顔もっています。キケローが華麗に語った弁護弁論のうちのかなりのものは、その後、翻訳および分析のスタイルで、私によって紹介されたのですが、このデータベースには、[M] 部門のところ、それらのうちの「アメリカのロースキウス弁護論」だけが収録されています。このように、泉井先生との出会いは、私の研究人生において、大きな意味をもっております。「出会い」と言えば、私事で恐縮ですが、ロシア文学専攻の妻・信子は大学院で泉井先生のご指導を受けておりましたから、私たちは夫婦そろって泉井先生の門下生だったわけです。

④ 遠いところから出会いのチャンスは突然にやってきました。1970年ころのことです。おそらく、東京大学法学部における「法学史」講義向けのテキストとして「法学史」という書物が編成されるさい、「ローマ法学」の章が設けられることになり、この私が、東京大学のローマ法担当の片岡輝夫教授をさしおいて、執筆することになってしまいました。先生の御健康がすぐれないために、そのような成り行きになってしまったのではないのでしょうか。この仕事のためには、一から勉強をはじめなければならず、とても苦労しましたが、それでも、ローマ法の動き・流れを知るために、法学の展開の姿をつきとめることが必要であることを理解できた点で、とても勉強になりました。

⑤ 恩師・田中周友先生が甲南大学に御在職のころ、いわゆる「ローマ法大全」の重要部門である「学説彙纂」の第50巻第17章におさめられている214個の法範を翻訳してみないか、というお話が先生からありました。その作業への取りくみをきっかけにして、そののち、私独自の関心にもとづいて、さきの法範と近い位置関係にある法準則・法格言のようなものを調べていく仕事がつづくことになり、それが今回の「法律ラテン語格言集」の編成へとつながってきたわけです。これは、田中先生の御示唆があったおかげです。ちなみに、法律ラテン語格言は、それぞれのあいだで時代的には大きな隔たりがありますが、ローマと後代のイギリスとにおいて大量に作成されていますので、ラテン語で表現されているからといって、古めかしいもの、というわけではありません。ところで、ローマの法資料を讀

む、という勉強は、田中周友先生が主宰されていた「京都大学西洋法制史研究会」で、かなり長いあいだ、させて頂きました。私がラテン語で記述された文章をそれなりに読めるようになったのは、その会に参加されていた立派な先生方の御指導のおかげです。そこから、私は、後になって、個人的に、法資料とあわせて、非法律資料も扱うようになり、後者に属する、ローマの弁論家の弁論弁論にも親しむようになっていくのですが、これは、裁判の実態を知る貴重なデータとして、私の本来の課題である裁判制度研究の一翼を形成するものとなります。

⑥教育面での出会いと言えば、京都大学で私と同門の、名城大学法学部の野上博義先生と谷口昭先生には、ずいぶんとお世話になりました。2000年における京都大学での定年のあとには、私はどこかの第二の大学で専任教員として教鞭をとる機会に恵まれませんでしたので、両先生が、名城大学に、非常勤講師として、ローマ法、日本社会論、法学を教えることができる場を用意して下さったのは、物書きの世界だけでなく、語りの世界にもおおいに生きがいをもとめていた私には、ほんとうにありがたいことでした。とくに2000年の定年以後の10年間は、入学してきてはじめて法学というものの勉強に取り組む300名もの新生の諸君との教室での交わりは、私に学問的刺激をいつもあたえてくれました。そこで「法学」講義のために、2年ごとに、新しい本（「タテマエの法・ホンネの法」：日本評論社）を計4回も出版できたのは、講義を聴講してくれる彼らの存在があったことです。彼らは相当な値段のテキストをほとんど全員購入してくれましたので、いつもほぼ最新の版をテキストとして用意することができたわけです。名城の若者諸君には感謝です。

⑦ところで、私の人生における「知」との出会いは、子供のときにさかのぼります。私が育った家には、前に住んでいた方が、おそらくは大正時代産の、すばらしい装丁をほどこしたギリシア・ローマ神話物語の本を、何冊も、転出のさいに残していかれました。書棚のもともとの位置にそのままきちんとおかれていたその本を見つけた私は、それにひきつけられ、子供ながらに西洋古典の世界にはいりこんでいきます。小商家生まれの私には、ふつうならありえないような貴重本との出会いがそこでまったく偶然に生まれたわけです。その後の中学時代には、小さな学校図書館に所蔵されている歴史ものの本を片っ端から読みふけりましたが、私は、その当時、日本の歴史にはまったく関心がなく（現代ではそうでもありませんが）、世界史、それも西洋古典古代につらなる国々の歴史だけに心惹かれるのでした。なぜそうになっていたのか、については本人にもよくわかりませんが、なにか特別な力が私をひっぱっていったのでしょうか。このような私が、古代ローマ文化の中核の一つであるローマ法を専攻する研究者（ロマニスト）

になることを決心するには、なんのためらいもありませんでした。もっとも、大学の最初の3年間は、大学受験時代さながらに、司法試験と公務員試験とのための勉強に文字どおり明け暮れていましたので、3回生の年末試験がおわったあとに、試験の成績もまだ知らないまま、ローマ法の研究者の道を進むことを決心したことにより、私は、ようやく本来の自分にたちもどった、というわけです。この時が私の研究者人生への旅立ちの時点なのでした。もともと、難しいもの、巨大なもの、手間のかかるもの、扱いにくいもの、変わったものへの挑戦がなぜか大好きであった私は、はたして自身に研究者能力が備わっているかどうか、という基本的な重大問題などそっちのけで、学問世界へまず飛びこんでしまったのです。考えてみれば、これはかなりリスクの多い賭けだったのですね。それでも、なんとか無事に研究者の所定のコースを走り終えた今、とりあえずホッとしております。

⑧私は、単行本の執筆以外にも、なぜか法律学関係の雑誌の長期連載の仕事が大好きでしたが、その機会に出会った編集者の方々にとても御世話になっています。とりわけ、有斐閣発行の小冊子「書齋の窓」の編集を担当されていた金田氏には、まったく異例のかたちで、実に24回もの長期連載を許して頂きました。この連載がベースとなって、後に、「法のタテマエとホンネ——日本法文化の実相をさぐる」(1983・新增補版・1988年)がその有斐閣から公刊されます。その出版部数は、私には信じられないほどの、桁違いの多さでした。出版のきっかけとなったのは、有斐閣京都支店の土肥編集長とパドミントンのコートで知りあったことです。まさに「芸は身を助ける」ですね。それから、「時の法令」誌の編集をずっと担当されている雅粒社の菅原編集長と坂本氏には、30年近くもの長いあいだ、長期連載についてお世話になっています。これからもおつきあいできることを願っています。一方、書物の出版にかんしましては、玄文社の厚見社主には、10冊以上の本の刊行について、お世話になりました。ある時期、私は、京都大学でのローマ法講義のために毎年本を刊行することにしていましたが、そのようなとんでもないことが可能になったのは、この人の献身的な支えがあったおかげです。それから、日本評論社の林編集長には、「タテマエの法・ホンネの法」(2001)の三次にわたる増補版(第4版・2009)の出版に尽力して頂きました。名城大学での「法学」講義が終わりをむかえた今、講義用の第5版が編成されることはもはやありませんが、私のことですから、今度は、一般の読者向けに、その続編にあたるようなものを書く時期があるいはやってくるかもしれません。ところで、今ふりかえってみますと、雑誌に長期連載の機会が与えられたケースの多さに我ながら驚きます。「判例タイムズ」、「判例時報」、「法学教室」、「法学セミナー」、「法律のひろば」、「法律時報」のそのときどきの編集長の方々に、おくれればせ

ながら、感謝申し上げます。「ローマ法の語り部」としての私の務めの一部は、これらの仕事にたえず取り組むことによりはたせたのではないかと、思っています。

(H) ここで、これからローマ法というマンモスのような対象にたちむかおうとしている野心的な(?)方々に、経験者の一人として、今の時点で感じているところを率直に申しのべたいと思います。それは、ローマ法研究の世界に飛びこむまえに、ひとまず少したちどまって、御自身の身のまわりをよく観察して頂きたい、という点についてです。この日本には、ローマ法を教えたり研究したりする場を学び手に用意してくれているような大学(つまり、古くて遠い古代ローマの法への学問的取組みにかんして、教授以下のポストを実質的にしている大学)が極度に少ないこともあって、若い人が一生の仕事としてローマ法探究の道を歩んでいくうえで、いろいろなハードルがまちうけている関係で、この分野の研究者に求められている適性とか能力・資質とかの正体をできるかぎり見きわめてから、もし可能なら、しっかりとした自覚・自信・覚悟と見通しをもって研究者へとつづく道の第一歩をふみだして頂くほうが、なにかとリーズナブルだと思えるからです。私の場合、自身の研究能力や研究者適格性の有無についての判定が十分に外部から下されていない状態で、いわば「ローマ法講座担当者の卵」という位置づけをうけながら、学卒助手に採用されたのは、とてもありがたいことでした。卒業時の成績だけを判断材料として、ただの新卒生を特別待遇の研究者候補者として受け入れる、などというのは、他の学問分野ではまず見られない奇妙な現象でしょうが、それは、一つには、法律学というものの特性に着目しての取扱いのせいでしょう。学業成績のデータははそれなりに意味するところをもっているわけです。

①ローマ法にとりつくには、もちろんラテン語に(ギリシア語にも)習熟していなければなりません。それに、ローマ法の研究は国際的なフィールドで展開されている関係で、外国人学者の論文などを読むでいくためには、近代の諸言語をそれなりにマスターしておくことが、学びの大前提になります。つまり、印欧語族に属するかなりの数の言葉へのアプローチがスムーズにできる力量がどうしても基本素養として求められます。そのさい、語学が大好きである必要はありません。「語学マニア」になったりすると、「木を見て森を見ず」的な落とし穴にはまりこみますので、御用心ください。平常心でクールにもろもろの言語に必要なおうじてその時々々にたちむかえる底力があれば、それでよいのです。「言葉の壁など、それほど意識しない」という境地に到達すれば、それは最高ですね。ちなみに、語学の勉強のさい、ある域をこえてしまえば、総合的な語学力が自然と身についてきて、新しい言葉をマスターしなければならない、という課

題は急速に解決されるでしょうから、以上の点はあまり神経質にうけとめないでください。

②法学の研究者となるためには、「法律というものが好きで好きでたまらない」といったタイプの人間である必要もないでしょう。もっとも、そういうタイプの人も稀にはいらっしゃるでしょうが、その人が大成するとはかぎりません。スタート段階での話しなら、「大人の学問」と評される法学へのスタンスとしては、「法律的なものに接することにそれほど抵抗感・違和感はいだいていない」くらいのことで、十分なのではないのでしょうか。歴史的産物とはいえ、ローマ法は立派な法・法律の集合体ですから、ローマ法にとりくむさいにも、同じようなことがあてはまりますね。「法律はどうも好きになれない」とか、「法律は苦手だ」とかの心情をもともといただいているタイプの方は、どれほど歴史的なものの攻略に自信をおもちでも、ローマ法むきではありません。よけいなことを申しますが、文学部の古代史専攻の方には、独特の技術的な色合いをもつローマ法の研究の壁はとて高いのではないのでしょうか。もともと法的素養をそなえている方がいらっしゃるれば、話はべつになります。もちろん、このような感覚は私個人のうけとめかたでしかありませんが。

③ローマ法は、言うまでもなく、歴史のなかの存在です。この西洋古典古代産の法や法文化にたちむかうからには、学び手に歴史的センスが強く要求されると言っても、過言ではないでしょう。古いものをいつくしむ姿勢があれば、素直にローマ人の事蹟をうけとめることができるはずですが、プロの仕事ともなれば、それだけではなく、ローマ人の真の姿や実像に——できることなら、個性的に——鋭く迫っていかなければなりません。ローマ法は、たとえば同じ古代のギリシア法とは決定的に異なって、19世紀の終わりのあたりまで、その当時の現代的関心の的でありました。古代ローマに発する流れは、ごく近いところまで、眼に見えるかたちで私たちのもとにとどいていたのです。不思議なことに、近年、日本に一種の「ローマ」ブームがまきおこりまして、今や、「ローマは近くなりけり」といった風情すらあります。歴史好き人間の一派の方々が今やローマ法の勉強や研究にむかうのは、ごく自然な流れかもしれません。活躍の場となる受け皿（つまり、研究機関のポスト）はとて小さいのですが（もっとも、「受け皿」というのは、けっして固定的なものではなく、研究者個人の努力や運しだいで、大きくも多くもなってくるものだ、と最近さとするようになっております）、意欲的な人がローマ法に挑戦して下さるのは、とてすばらしいことです。

④そもそも、物事がもっている意味・意義・価値・効用・座標を現代的にしっかりと把握するためには、素材に対して、哲学・思想といった枠組

みをあてはめてみる手法が、一つのアプローチとして可能です。ローマ法文化を正しく位置づけるために、ローマ人の哲学および思想を系統だてて整理することが必要なのは、言うまでもありません。しかし、ギリシア人とはかなりちがって、ローマの知識人の代表である法学者は、哲学・思想の視点から見て、とてもとらえにくい動きもしております。この日本では、ローマ法の哲学的分析とか思想的分析とかの仕事はまだ十分にはなされていないのが現状です。この分野に強い人が今後研究者として現れることを、私個人としては、強く望んでおります。

(1) さて、私という人間個人について、以上のような素養のありようをここで記すのはとても僭越だということはよく承知しているつもりですが、それでも、自省の意味をおおいにこめて、いくらかフランクに申しのべさせて頂きましょう。①語学をマスターする手法につきましては、私は、明らかに極端な独学型の動きをしてきています。高校1年のとき、大した理由もなくドイツ語を自前で勉強しはじめ（私は、不思議なことに、ドイツのことも昔からなぜか大好きだったのです——私には、あまり融通のきかない(?)、ドイツ人かたぎのような気質もたしかにあります)、結局、大学受験のときには、英語ではなくて、そのドイツ語を受験科目として選択していますから、その後の独学の傾向は、このときからはじまっているのです。フランス語やイタリア語とはちがって、古めかしい趣もあるドイツ語は、きっちりとした文法体系をそなえていますから、その文法構造についての知識を身につけさえすれば、印欧語系の近代諸語全般を攻略するのにそれほど苦労はいりません。それでも、独学型の勉強方法には、どうしても詰めの甘いところがありまして、異国の言葉をしっかりと読みきるには、力不足になりがちです。実のところ、老齢にたった現在においても、私には、まだ、ラテン語をマスターした、という実感はありません。お恥ずかしい話ですけれど、よく言われる「習うより慣れる」方式はコスト面ではお勧めですが、長期的観点からすれば、「習いつつ慣れる」といった折衷方式にしたがわれる方を、私としては、お勧めします。「習わずにその場その場を切り抜けてきた」私からの御忠告です。それから、語学そのものにのめりこんで「語学マニア」になってしまわないように気をつける必要があるのではないかと、私には思えます。ローマ人に似て(?)リアリストである私は、言葉そのものよりも、それが内包している想念の方がはるかに大切だと考えて、言葉というものを、想念の把握にいたるためのたんなる手段ぐらいにしか見ていません。偉そうな言いかたですみません。「語学マニア」は、目的よりも手段の方に眼がいつてしまい、与えられた貴重な時を空費しかねないのです。②私は、法学部に入学する以前から、まったく奇妙なことですが、法律というものがなんとなく好きでした。私の育った

環境や血筋には、法律の匂いや気配など、まったくなかったのに、いったいどうしてでしょうか。それでも、残念ながら、頭が緻密ではないために、法の中軸・主流である実定法を研究する学者になるなど、まるで考えもしませんでした。論理的な思考はそこそこならできますが、しかし、私は、タテマエ（論理）に対するものとしてのホンネ（実相・現実）の方にどうしても眼がいつってしまう性質をもちあわせていましたので、実定法向きではないのです。私の一生の研究テーマが、「裁判」、それも「裁判の生きた姿（実相）」の歴史的探究にあるのは、そのことと連動しています。③私は相当なローマ好きの人間ですが、巨大な法の動きに眼をとられすぎるあまり、「ローマ文化史」という大きなくくり方のなかで法をとらえることにはいたりませんでした。そのために、私の分析には、いつも底の浅いところがあります。④私は、もともと、哲学・思想系の頭の動かしがちなタイプの人間でして、私の発想や知識には、いかにも雑然とした趣があります。私が哲学嫌いになってしまった原因の一つと考えられるものに、ある出来事があります。それは、ドイツの W・ヴィンデルバントという高名な哲学者が著わした哲学史関係のある概説書（ドイツ語で書かれた書物）の全訳を一内容をほとんどまったく理解しないままに一大学に入学したその年の夏休み期間中のほぼ一カ月のあいだに、あの天王山の中腹にそびえたつ加賀氏の邸宅（現在、これは「アサヒビール大山崎山荘美術館」となっています）の図書室をお借りして、無理やりにやってしまった、という若き日の過ちだらけの経験のことです。歴史ならなんでも大好き、ということで、歴史ルートから哲学にアプローチしたのが、きつとまずかったのでしょうか。それでも、今となっては、大きいものとか、扱うのに苦労するものとかに、身の程知らずに、安易に挑戦を試みた若き日の私の生きざまに、なにやら懐かしいものを感じています。考えて見れば、パソコン音痴にもかかわらず、本編のような巨大なデータを世に送り出す、などといったことを考えつくのも、私の脳に今でもへばりついている「挑戦志向型の DNA」のせいなのかもしれません。ところで、このデータベースでは、[K]部門のところなどで、「タテマエとホンネ」という分析視角を私独自に(?)設定し、これを用いてローマ・ローマ法全体を読み解いてみよう、ということで、ごく初歩的で概括的な試論を、今になっても、精一杯展開しております。これは、私にしてはめずらしいことなのですが、ローマ法への、ある程度の理論的アプローチを試みた結果得られたささやかな成果、ということにもなるでしょう。古代ギリシアのことをもっと勉強しておけば、哲学のなんたるかについてもう少し教えをうけられたのに、と今になって思いますが、どうも私はギリシアとは肌があわないのです（昔のローマ人もひょっとするとそのように感じていたにちがいません）。プラトーン

作の「ソークラテースの弁明」を弁論術的な観点から分析した仕事（「ローマ法フォーラム・I」所収）が、私のギリシア詣での、唯一の成果です。

（J）終わりにあたって、——同じことを繰り返して申しますが——、ラティニスト（ローマ法研究者）として54年まえにスタートした私が、ささやかながらも学問にかかわる仕事をまったく切れ目なく今日までつづけることができた背景には、これまでに記したところから御賢察いただけるように、ほんとうに多くの方々との出会いや多くの御援助がありました。とりわけ、私がデータベース方式で仕事を公けにする覚悟を決めたさい、専門的なアドバイスを親身になって絶えずして頂いた、京都大学法学部図書係長・中尾佳樹氏には、心からお礼を申しあげます。ところで、私は、もともと、国家公務員志望でありまして、どう見ても学者的なタイプに属する人間ではなかったのですが（でも、教育一途の中高の教師なら、案外つとまったかもしれません）、まちがいなく、そのの方々によって育てられたのです。人様に育てて頂いた者は、そのお返しの意味もこめて、人様を育てさせてもらえるよう、努めなければなりません。このように考えつづけてきたおかげで、ありがたいことに、私たちの京都大学から、ほんとうに多くのローマ法研究者が巣立っていかれました。その方々は、それぞれに、見た目では楽しそうに学んでいる私の背中を見て、決然とローマ法への道を選ばれたのではないのでしょうか。老齢にたった今、私は、離れたところから、私にとって孫やひ孫にあたる次世代の研究者が、日本各地のそれぞれの大学からふたたび巣立っていかれる様子を、できるかぎり長いあいだ見守りながら生きつづけたい、と心から祈念しております。また、できることならごく近い機会に、若い「ローマ法」「人」の方々の研究グループの研究会のオブザーバーにして頂き、初心にかえりながらローマ法の勉強のつづきをさせてもらえるようになれば、どれほどうれしいことでしょう。まだまだ現役で学びに挑戦していくつもりです。テニスコートの上でと同じようにです！（これは、よけいな発言ですが、それでも、文武両道に励むことを人生のモットーにしてきた私といたしましては、しごくまっとうなセリフなのであります。）

平成25年1月1日・76歳の誕生日に
洛北下鴨の寓居にて 柴田光蔵

NOBUKONI UXORI
CONSORTI VITAE SOCIAEQUE LABORIS
人生の伴侶・労苦の仲間である
妻・信子に捧げる

* 将来、データ化して、「続・ロマホペディア」（仮称）に掲載する必要がある、と筆者に思われる自身の作品の一つに、「法律ラテン語辞典」（日本評論社・1985年・絶版）というものがあります。そのほか、シリーズなどのかたちで編成された「読み物」風の、各種のいくつかの作品も、今回の場合と同じように、データ本を構成する部分へと昇格させられることになるかもしれません。ところで、話はかわりますが、もし将来、幸いにも、本編の記述における、筆者の思いちがい・誤解・不注意やたんなる修正ミスなどを是正する機会がえられることになりましたら、その修正・加筆の部分を、「正誤表」の付かないしは「新バージョン」への差し替えのかたちで、読み手の皆様のもとへお届けしたい、と考えております。また、このデータにアクセスされた方々には、将来、当方からの御連絡の必要が生じたときのために、もしおさしつかえなければ、なんらかのかたちで御連絡先をお教え下さいますよう、謹んでお願い申し上げます。

* 本編は、データベース形式で公開されている作品であります。それで、当然のことながら、これにアクセスされた方々には、どのような形態においても、御利用が可能となっています。しかし、活字やコピーなどのかたちで、いわば「外向きに」このロマホペディアのデータを御利用下さるさいには、このデータベースを出典・典拠として御明記頂ければ、と望んでおります。

** データ入力 が長期間にわたって行われてきた関係で、作業のさい、各種のソフトが混用されております。そのために、御利用者の側でデータをプリントアウトされる場合に、予想外のエラーが発生することがあります。御注意を御願ひするしだいです。